



あなたの想いでステキな米原市に！ 地域創造支援事業を募集します！！

募集期間 8月1日(月)～9月30日(金)



これまで地域創造会議では、地域の特色をいかしたまちづくりや地域課題の解決を支援してきました。地域で子どもの居場所づくりを進める「わかか」、身近な地域の歴史を調べ発信する「まいばら歴史学び隊」、地域資源を活用して防災食を製造する「みんなの家E H事業部」、地域の伝統文化を継承する「おうみ奴の郷連絡協議会」。これらは、すべて地域創造支援事業で取り組まれたものです。

地域を良くしたいというあなたの気持ちがあれば、地域創造支援事業で、その想いを実現できます。平成29年度に実施する事業を募集します。まずは、お気軽にご相談ください。

補助対象事業等

補助対象区分	補助対象事業	補助限度額 (1事業1年当たり)	補助率	補助対象期間
まちづくりスタート 支援事業	新たに団体を設立し、継続性のある まちづくり活動を始める事業	20万円以内	対象経費の 4/5以内	1事業につき 3年まで
まちづくりチャレンジ 支援事業	市内で主に活動する団体が、魅力ある 地域づくりの推進に取り組む事業	75万円以内	対象経費の 2/3以内	1事業につき 3年まで
ふるさと米原・ 伝統文化継承事業	地域の伝統・歴史文化等を次世代に引き継ぐため、 地域住民が主体となって継続的に取り組む事業	50万円以内	対象経費の 2/3以内	1年

対象となる費用

事業実施に必要な講師等への謝礼、旅費、事務用品代など消耗品費、チラシ・ポスターなどの印刷代、原材料費、光熱水費、郵便代、イベント参加者の保険料、会場使用料、警備委託料、備品購入費(補助金額の3割以内に限る)など

応募資格 *次のすべての条件を満たす団体

- ①市内在住、在勤または在学する5人以上で構成されていること
- ②活動拠点が市内にあり、その活動が主に市内で行われること
- ③年間を通じて活動し、事業経費に係る収支が明らかであること
- ④営利を目的とした団体ではないこと
- ⑤公序良俗に反する活動をしていないこと

注意

- ・補助対象は、平成29年4月1日～平成30年3月31日に実施する事業です。
- ・今回、補助対象となっても、次回以降の補助を確約するものではありません。次回以降の補助を希望する場合は、再度応募が必要です。
- ・応募時にすでに取り組んでいる事業も対象としますが、補助対象となるのは、補助金交付決定日以降にかかる経費のみです。

応募方法

9月30日(金)までに所定の応募書類一式を地域振興課(米原庁舎)または各自治振興課へ直接持参いただくか、郵送してください。

応募書類は、地域振興課と各自治振興課で配布しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

※直接持参の受付時間は、平日8時30分～17時15分です。

採用の決定

- ・10月下旬
プレゼンテーション審査会
- ・11月上旬
4地域創造会議正副座長会議
- ・平成29年3月下旬
事業採択の通知

問 地域振興課(米原庁舎) ☎52-6623 FAX 52-4539
〒521-8501 下多良三丁目3番地

伊吹自治振興課(伊吹庁舎) ☎58-2221 FAX 58-1630
〒521-0392 春照490番地1

山東自治振興課(山東庁舎) ☎55-8101 FAX 55-2406
〒521-0292 長岡1206番地

近江自治振興課(近江庁舎) ☎52-6920 FAX 52-8730
〒521-8601 顔戸488番地3